

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【経済産業研究所】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22. 12. 7 閣議決定）関係

（様式 1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式 2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19. 12. 24 閣議決定）関係

（様式 3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成 21 年 12 月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※ 1 様式 2 の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式 3 の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも 11 月 5 日現在の所管省庁の提出資料による。

※ 2 様式 2 で灰色になっているものは、平成 24 年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	経済産業省
法人名	独立行政法人経済産業研究所

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	● 経済産業研究所の主な保有資産は、パーテーションや電話機等、ソフトウェアであり、全て毎日の業務で利用しており、必要最小限となっている。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 事業に必要なスペースのより効率的な活用を図る観点から、必要面積の見直しを行い、分室の面積を縮小するため、23年2月に移転を実施。この結果、分室の年間の賃借料及び共益費はそれまでに比べて約40%削減された。(移転前77,202千円→移転後46,318千円)
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○ 事業に必要なスペースのより効率的な活用を図る観点から、必要面積の見直しを行い、分室の面積を縮小するため、23年2月に移転を実施。この結果、分室の年間の賃借料及び共益費はそれまでに比べて約40%削減された。(移転前77,202千円→移転後46,318千円)
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○ 事業に必要なスペースのより効率的な活用を図る観点から、必要面積の見直しを行い、分室の面積を縮小するため、23年2月に移転を実施。この結果、分室の年間の賃借料及び共益費はそれまでに比べて約40%削減された。(移転前77,202千円→移転後46,318千円)

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、外部有識者から構成される契約監視委員会を設置して、①競争性のない随意契約を継続しているものについて随意契約事由が妥当であるか、②契約が一般競争入札等による場合であっても、真に競争性が確保されていると言えるか等の検証を行っている。</p> <p>随意契約見直しの開始以降、大幅に随契比率を減少させており、平成24年度は金額ベース・件数ベースともに目標を達成した。</p> <p>(金額ベース(単位:千円))</p> <p>24年度:一般競争等249,430千円(94.4%)、競争性のない随意契約14,816千円(5.6%) 23年度:一般競争等573,341千円(97.7%)、競争性のない随意契約13,402千円(2.3%) 22年度:一般競争等369,948千円(74.9%)、競争性のない随意契約124,069千円(25.1%)</p> <p>(件数ベース(単位:件))</p> <p>24年度:一般競争等49件(96.1%)、競争性のない随意契約2件(3.9%) 23年度:一般競争等42件(95.5%)、競争性のない随意契約2件(4.5%) 22年度:一般競争等50件(83.3%)、競争性のない随意契約10件(16.7%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○契約に係る規定類及び契約に係る公表基準は、原則、国と同様の基準で適切に整備し、適切に公表している。</p> <p>○経済産業研究所に関連法人はない。</p> <p>○「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け事務連絡)に基づく契約内容の情報公開制度について、HP等での周知、入札公告等への記載などを行う。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>

④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	○共同調達の可能な案件(健康診断の実施)について、経済産業省との共同調達を実施済み。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	○経済産業研究所では、データベースの維持管理業務について官民競争入札手続きを着実に進め、結果として従来よりも安価で契約を締結した。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	○「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)を踏まえ、引き続き契約監視委員会において随意契約・一者応札の見直し等を図り、経費の削減に努める。 ○経済産業研究所では、データベースの維持管理業務について官民競争入札手続きを着実に進め、結果として従来よりも安価で契約を締結した。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	●国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、役員報酬規程及び職員給与規程を改定し、国家公務員に準じた引き下げを実施した。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	○事務・技術職のラスパイレス指数は81.2(地域・学歴勘案)であり、国家公務員と比べて給与水準は大きく抑制されている。研究職については、成果主義に基づく年俸制を採用しており、その年俸額の決定にあたっては、研究職員等給与規程に基づき、個人の能力に着目してその専門能力、経験、研究成果、同等の研究者の給与相場、前職の給与等を総合的に考慮することとしている。また、任期付年俸制であること(永続的な雇用を保障していないこと)及び退職金を支給していないことから、永続的な雇用が保障され、退職金が支給される国家公務員に対して雇用保障がないこと等に対する「補償賃金」に相当する分を実質的に上乘せする必要があること等の理由から、研究員の給与水準は国に比べて高くなっている。 さらに、経済産業研究所の研究職員は少数であり、かつ流動的な雇用形態を採用しているため、その採用状況によって年度ごとの給与水準変動が大きいことも今年度の研究職ラスパイレス指数に影響している。 今後も質の高さを維持することに十分留意しながら、若手研究員の採用等、人員構成のバランスを図り、効率的な研究実施体制を整備することで、引き続き、給与水準の適正化に努める。 事務職: 97.1 (前年度 90.8)、地域・学歴勘案: 81.2 (前年度 75.8) 研究職: 130.6 (前年度112.4)、地域・学歴勘案: 124.3 (前年度108.3) ※24年度実績、前年度は23年度。
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	

<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○法人の長等の報酬については、毎年公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○給与水準については、監事による監査を行うとともに、経済産業省独立行政法人評価委員会において、厳格なチェックを行い、その結果を公表するなどにより給与水準の適正性についてチェックしている。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○第3期中期目標に、第2期に引き続き、第3期中期目標の期間中、一般管理費については、運営費交付金によって行う事業について、毎年度平均で、前年度比3%以上の効率化を図り、業務費については、新規追加・拡充部分を除き、毎年度平均で、前年度比1%以上の効率化を図る旨を盛り込み、引き続き効率化を推進している。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○各手当(扶養手当、住宅手当、通勤手当等)の支給基準は、国の支給基準と同一となっている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○事業費等については、四半期ごとに支出実績を踏まえて年度当初の積算を見直し、必要な経費を精査しており、合理的な執行に努めている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>●平成24年度は、ISMS内部監査とは別に本格的に内部統制監査を行い、前年度の内部監査に併せて行ったヒアリングにより事務局が回収したリスクについて理事長自らが審査を行い対応の優先度を決定した。その決定を基に毎年度のリスクの是正計画を立て、是正の実施と共にフォローアップを行い、ISMSの取り組みと同様にPDCAサイクルを繰り返していくこととした。リスクについては順次積極的に改善されており、25年度以降も改善を継続するものとする。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○シンポジウムの共催等により、業務費の効率化を図っている。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○出版物に係る監修料収入の見直しや出版物の拡大等により、自己収入の確保に努めている。</p>

6. 事業の審査、評価

○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

○平成23年2月に、研究の内容や成果等を定期的に評価していく仕組みとして、様々な分野の外部有識者から構成される「外部諮問委員会」を設置した。
平成24年度も理事長の委嘱に基づき、研究テーマの適切性、研究の進捗状況、成果の発信・貢献等について検証し、研究活動の充実を図るため、10月22日に第3回委員会が開催された。
委員は大学、産業界等の有識者（海外委員を含む）からなり以下のとおり。

芦田 昭充	株式会社商船三井 代表取締役会長
河合 正弘	アジア開発銀行研究所 所長
黒田 昌裕	慶応義塾大学 名誉教授
橋本 俊詔	同志社大学経済学部 教授
福井 俊彦	一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所 理事長
デール W. ジョルゲンソン	ハーバード大学 教授
リチャード E. ボールドウィン	高等国際問題・開発研究所 教授

第3回委員会では、第3期中期計画の2年目にあたる研究プロジェクトが研究所の政策提言機関としての目的に沿って進められているかを中心に審議を行った。特に新成長戦略、イノベーションやグローバリゼーション（TPPを含む）を中心とした産業のあり方、エネルギー政策等への貢献が求められた。

海外の委員とは、平成24年9月24日にジョルゲンソン委員と個別に意見交換の場を持ち、新成長戦略やエネルギー政策などが喫緊の研究課題であるとの示唆がなされた。また、広く研究者が利用できるデータベースの整備の重要性も指摘された。

実績

第3期における研究プロジェクトのテーマ設定や震災後の社会復興を視野に入れた政策決定のタイムリーな貢献といった観点からのプロジェクトの優先度、また各データベースの整備、海外研究機関との研究協力について示唆を得て、業務改善につなげた。

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

○平成23年2月に、研究の内容や成果等を定期的に評価していく仕組みとして、様々な分野の外部有識者から構成される外部諮問委員会を設置し、第1回委員会を開催。平成24年10月22日に第3回委員会を開催した。引き続き、研究の進捗状況や効率性、施策への反映度等を検証し、常に高い水準での研究体制が維持できるように、厳格なチェックを行っているところ。プロジェクトの改廃についてはHPで公表する。

No.	68	所管	経済産業省	法人名	独立行政法人経済産業研究所
-----	----	----	-------	-----	---------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 調査及び研究業務	研究テーマの重点化による国費の縮減 自己収入の拡大	23年度から実施	経済産業政策における課題の把握を踏まえた研究など、経済産業政策形成への貢献度が高い研究に重点化するための仕組みを作り、予算の効率的な執行を通じて国費投入を縮減する。 競争的資金の獲得等により、引き続き自己収入の拡大に努める。	2a	<p>第3期中期目標期間（H23年度～）の開始により、研究プロジェクト立ち上げについては、BSWS（ブレインストーミングワークショップ）の場で、同中期目標において示される3つの「経済産業政策の重点的な視点」（①世界の成長を取り込む視点、②新たな成長分野を切り拓く視点、③社会の変化に対応し、持続的成長を支える経済社会制度を創る視点）に沿った研究であること、又は当該研究を中期的に支える基礎的な調査・研究であることを、研究参画者及び当該研究に関係が深い政策実務者等が確認するとともに所長・理事長等が上記の確認も含めて、研究プロジェクトの有効性、効率性について総合的な観点から、厳格なチェックを行うこととしている。</p> <p>また進捗管理については、平成23年度より、理事長が直接、プロジェクト・予算の執行状況について四半期毎にチェックを行う体制を整備し、進捗管理機能を強化することで、予算執行の更なる効率化に取り組んでいるところ。</p> <p>こうした取組を通じて、研究所の運営費交付金は、15億3000万円（平成22年度）から14億9200万円（平成23年度）、14億4700万円（平成24年度）、14億294万円（平成25年度）と推移しており、国費投入を着実に縮減している。</p> <p>競争的資金の獲得については、総務省政独委による過去の勧告の方向性においても、「外部資金の獲得に当たっては（中略）研究員のエフォートを確保するとともに、獲得しようとする資金の性格がR I E T Iのミッションに合致するものであるか否かを審査するものとする。」と指摘されており、これに沿った対応をしている。24年度実績は10,393千円となり、過去5年間の平均額（8,942千円）を上回る収入を得ており、自己収入の拡大は図られている。</p>	第3期中期目標において示されている3つの「経済産業政策の重点的な視点」に基づき、引き続き重点的に研究を進めていく。 競争的資金については、研究所本来の目的に適合する内容であることの審査を引き続き慎重に行いつつ、獲得に務める。
	計画的な予算執行	22年度から実施	運営費交付金について、研究管理を厳格に行い、計画的な予算執行に努める。	2a	<p>第3期中期目標期間（平成23年度～）より、研究管理を厳格化し、計画的な予算執行を行うため、以下について取り組んでいるところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究プロジェクトの期間は原則2年以内とし、研究計画において設定したスケジュールで研究プロジェクトを完了することを各研究者に要請するとともに、少なくとも1年経過ごとに中間報告会を確実に実施する等の新たな取組に着手した。 ・新たに設置するプロジェクトについては、正当な理由なく当該計画から大きく遅れが生じた場合にはプロジェクトの改廃を求めることがあることをあらかじめ明示することとした。 ・理事長が自ら、研究プロジェクトの進捗及び予算執行の状況について、四半期毎にチェックを行う体制を整備した上で、遅れが生じている調査等の迅速な執行、研究会の適切な開催を指導するなど、進捗管理機能の強化を図った。 ・平成23年2月には、研究の内容や成果等を定期的に評価していく仕組みとして、様々な分野の外部有識者からなる「外部諮問委員会」を設置。研究の進捗状況についても検証を行い、外部の視点を取り入れた適切な研究管理を行っている。 <p>このように研究管理の厳格化に努めた結果、平成24年度は第2期最終年度の200件に次ぐ157本ものディスカッション・ペーパー（DP）を発表する等、大きな成果を上げることができた。</p> <p>参考：中期目標期間の2年度目のDP数 第1期2年度目43本、第2期2年度目103本、第3期2年度目157本（24年度） （研究プロジェクトは通常複数年度にまたがり、また、中期目標期間を超えて継続するものは少ないため（中期目標期間5年間）、最終年度にかけて研究成果であるDPが増加する傾向がある。24年度は中期目標期間の2年度目であるため、各中期目標期間の2年度目と比較することが適当）</p>	今後も引き続き、研究管理を厳格に行い、計画的な予算執行に努める。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02	事務所等の見直し	23年度以降実施	分室の廃止又は他の法人との共用化等、施設の徹底的な効率利用を図る。	1a	<p>事業に必要なスペースのより効率的な活用を図る観点から、必要面積の見直しを行い、分室の面積を縮小するため、平成23年2月に移転を実施。この結果、分室の年間の賃借料及び共益費はそれまでに比べて約40%削減された。(移転前77,202千円→移転後46,318千円)</p> <p>また、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)と分室のある同一ビル内での会議室共用化を行うことについて合意し、平成23年10月から共用を開始した。</p> <p>さらに平成25年3月に事務部門スペースの一部を不足が生じている研究者ブースに転換し、研究体制の強化並びに事務所の徹底的な効率利用を行っている。</p>	今後も引き続き効率的な利用に努める。
03	組織体制の整備	22年度中に実施	政策シンクタンク機能を強化するため、大学、産業界等の外部専門家からなる委員会を設置し、研究の進行に応じ適切な関与を行う。	1a	<p>22年12月に、研究の内容や成果等を定期的に評価していく仕組みとして、様々な分野の外部有識者から構成される外部諮問委員会を設置し、23年2月に第1回委員会を開催。23年度においても、12月に第2回委員会を開催し、引き続き、研究の進捗状況や効率性、施策への反映度等を検証し、常に高い水準での研究体制が維持できるように、厳格なチェックを行っているところ。</p>	措置済み

No.	68	所管	経済産業省	法人名	経済産業研究所
-----	----	----	-------	-----	---------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針			
1	事務及び事業の見直し	調査研究業務		第3期中期目標期間（H23年度～）の開始により、研究プロジェクト立ち上げについては、BSWS（ブレインストーミングワークショップ）の場で、同中期目標において示される3つの「経済産業政策の重点的な視点」（①世界の成長を取り込む視点、②新たな成長分野を切り拓く視点、③社会の変化に対応し、持続的成長を支える経済社会制度を創る視点）に沿った研究であること、又は当該研究を中期的に支える基礎的な調査・研究であることを、研究参画者及び当該研究に関係が深い政策実務者等が確認するとともに所長・理事長等が上記の確認も含めて、研究プロジェクトの有効性、効率性について総合的な観点から、厳格なチェックを行うこととしている。	2	今後も引き続き研究の重点化を実施していく。		
2	"	"		統計データシステムRIETI経済情報システムについて、情報技術の活用等により一般からも情報を入手できるようになりつつあることも鑑み、平成19年度中に廃止する。	1	平成19年度末をもって廃止済み	措置済み	
3	"	"		データベースのシステム運営業務及び中国語ホームページの維持管理業務について、民間競争入札を実施する。	1	データベースのシステム運営業務及び中国語ホームページの維持管理業務について、平成21年度に官民競争入札を実施し、従来よりも安価で契約を締結した。	今後も引き続き公共サービス改革基本方針に従い効率的な業務運営に努める。	
4	組織の見直し	組織体制の整備		計量分析・データ室を廃止する。	1	平成19年度末をもって廃止済み	措置済み	
5	"	"		他の研究機関との共同で効率的に研究を行うための体制を整備する。	2	経済産業省やJETRO、東京大学・一橋大学、京都大学等と共催でシンポジウムを開催する等、業務費の効率化を図ったことに加え、国際連携の強化に取り組んだ。平成24年度には、中国国務院発展研究センター（DRC）とワークショップを共催し、中国企業の国際化に関する共同研究の中間発表を行った。ワークショップ後にはDRC李偉主任とRIETI中島理事長が会談し、今後の協力について確認を行った。また英国Centre for Economic Policy Research（CEPR）フェローにRIETI共催国際ワークショップで基調講演いただくとともに、VoxEU※との連携強化を進めた。 その他、韓国North East Asia Research（NEAR）、中国社会科学院（CASS）、台湾経済研究院（TIER）、韓国産業研究院（KIET）、ペンシルバニア大学ウォートンスクールなど各国の研究機関との交流も積極的に行った。 ※CEPRがフランス、イタリア、オランダ等各コンソーシアムとともに運営している政策ポータルサイト	2	今後も引き続き国内外の他の研究機関との連携を進め、効率的に研究等を行うための体制を整備する。
6	運営の効率化及び自立化	自己収入の増大		大学等外部との共同研究等による外部資金の活用、研究プロジェクトの厳選、成果進行基準による予算執行による研究コストの節減、合理化を図る。	2	外部資金の活用については、経済産業省やJETRO、東京大学・一橋大学、京都大学等と共催でシンポジウムを開催する等、業務費の効率化を図った。 研究プロジェクトの厳選については、様々な分野の外部有識者から構成される外部専門家委員会（外部諮問委員会）を設置し、研究の進捗状況や効率性、施策への反映度等を検証し、効果が見られないような場合は、研究プロジェクト改廃等を含め、事業の刷新を行うなど、常に高い水準での研究体制が維持できるようなチェック体制を導入した。 また予算執行については、業務達成基準による管理を実施している。	2	今後も引き続き効率的な業務運営に努める。
7	"	"		競争的資金の獲得や書籍の販売強化等による自己収入の拡大を図る。	2	競争的資金の獲得については、総務省政独委による過去の勧告の方向性においても、「外部資金の獲得に当たっては（中略）研究員のエフォートを確認するとともに、獲得しようとする資金の性格がRIETIのミッションに合致するものであるか否かを審査するものとする。」と指摘されており、これに沿った対応をしている。24年度実績は10,393千円となり、過去5年間の平均額（8,942千円）を上回る収入を得ており、自己収入の拡大を図っている。	2	研究所本来の目的に適合する内容であることの審査は引き続き慎重に行い、獲得に努める。